

議案第 28 号

松阪市国民健康保険税条例の一部改正について

松阪市国民健康保険税条例（平成 17 年松阪市条例第 142 号）の一部を次のように改正する。

平成 25 年 2 月 20 日 提出

松阪市長 山 中 光 茂

松阪市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

松阪市国民健康保険税条例（平成 17 年松阪市条例第 142 号）の一部を次のように改正する。

附則第 18 項及び第 19 項中「平成 25 年 3 月 31 日」を「平成 27 年 3 月 31 日」に改める。

附 則

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。